

日本保健福祉ネイリスト協会

感染症対策マニュアル

2020年10月改訂版

1. 次回訪問時確認に際しての留意点

当マニュアルをもとに感染拡大防止に留意していくが、施設様と福祉ネイリスト双方の安心・安全・信頼関係維持のため、施設様の感染拡大防止対策とのすり合わせを行なっておくこと。

体調が思わしくない時等は利用自粛をお伝えすること。

体調が回復してから改めて訪問するのでご連絡をいただけるようお伝えすること。

その際、感染症を理由にご利用が延期となった方に対しては、お客様の立場に合わせて柔軟な対応を検討をする旨伝える。

福祉ネイリスト自身も体調管理を万全に行なっていることをお伝えすること。

しかし、それでも体調不良、発熱（37.0度以上）である場合には訪問を見合わせ

させていただき、または訪問スタッフの減員、変更があることをお伝えすること。

その際、新型コロナウイルス感染拡大防止のためであることを確認し、ご理解いただくこと。

下記症状がある場合には、体調が万全に回復するまで利用はお控えいただく。

- 風邪症状（くしゃみ、咳）のある場合
- 発熱の兆候がある場合（寒気など）
- だるさや息苦しさがある場合
- 痰、胸に違和感がある場合
- 味覚、嗅覚にいつもと違う変化を感じている場合
- その他疑いのある症状がある場合
- 1週間以内前くらいまで体調不良の症状があった方

下記の内容に該当する場合も利用はお控えいただく。

- 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
- 身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

2. 訪問先における衛生管理・感染症対策

訪問先の衛生管理は、お借りした場所を清潔に保ち、かつ感染症の発生を防ぐことを目的にしている。高齢者、障害者の方に接する者として、感染症対策は通常以上の衛生措置を講じることが重要である。

新型コロナウイルスの感染防止対策としては以下の事項を徹底すること。

訪問先における手洗い・手指消毒を徹底し、お客様・福祉ネイリストが触れた箇所については徹底した消毒または除菌を行うこと。

○3つの「密」を避けるようにすること

密閉空間…施術中、施術終了後、または定期的に（1時間に5分程度）、窓やドアを開け、新鮮な空気を入れて換気を行うこと。扇風機、換気扇などを併用し、効率的に換気を行うこと。2つ以上窓やドアがない空間では扇風機、換気扇などを使用すること。

密集場所…お客様の入れ替わり時は込み合わないよう配慮すること。利用者様の座る場所は利用者様同士を2mあけること。

密接場所…施術者は必ずマスクを着用する。お客様の状況が許せばお客様にもマスクを着用していただくこと。

施術時間が延長しないように心がけること。お耳が遠い方にはコミュニケーションボードをあらかじめ用意し、積極的に使用すること。

※〈参考〉厚生労働省 3つの「密」を避けましょう

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

○ご利用時のご利用者の体調の確認

訪問先前のお電話時、当日訪問時に体調（体温）をご本人ないしは施設担当者に伺うこと。体調不良の方は別日変更をお願いすること。また、マスクの着用を確認すること。

○手指の衛生措置の基本「手洗い」の実行

手洗いもしくは消毒用エタノールを使用した手指消毒を行ってから施設内部へ入ること。

確実にウイルスを除去するためには手洗いは基本。

※〈参考〉厚生労働省 手洗いの方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>



○より丁寧な手指消毒の徹底

手指消毒を行う際には、より丁寧に手指消毒を行いましょ。消毒用エタノールを使用し、手首、手の甲、手のひら、指間、指先、爪先まで丁寧に擦式清拭消毒を行うこと。

①施設玄関

○玄関外で手指消毒を行って入ること。玄関に手洗い用台がある施設では、断りを得てお借りし手洗いを行うのもよい。（感染防止対策を形でお示しする意味でも有効）

○清潔なマスクを正しく着用し入室すること。

②施設内の施術エリア（対面での飛沫感染防止策）

○使用後の施術エリアの清掃、消毒または除菌は通常以上に徹底すること。

○お客様の座る位置は、利用者様同士の距離を2メートルあけること。さらに、お客様の入れ替わり時は込み合わないよう配慮すること。

○施術の際必ず施術者はマスクを着用しておくこと。

○お客様の状況が許せばお客様にもマスクを着用していただくこと。（ただし、お客様の認知機能や状況によるため施設担当者とは相談する。）

③その他の消毒・除菌

○施術時

デザインサンプル・カラーサンプルなどに触れた場合には消毒・除菌すること。

携帯電話の画面、携帯電話カバー、ボールペンなどの備品も消毒・除菌すること。

④換気

○施術中、施術終了後、または定期的に（1時間に5分程度）、窓やドアを開け、新鮮な空気を入れて換気を行うこと。扇風機、換気扇などを併用し、効率的に換気を行うこと。2つ以上窓やドアがない空間では扇風機、換気扇などを使用すること。

⑤施術に関わる器具、用具、備品

○使用したテーブル、お客様椅子、施術者用椅子、アームレスト、ハンドドライヤー、使用したポリッシュボトル、筆等は、使用後に消毒、除菌を行う。

○器具・用具類は、使用毎に消毒・除菌を行う。

○器具類は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別すること。

○ガーゼは使いまわさない。使い捨てのものを使用すること。

- タオルは使い捨てできるペーパー類を利用することが望ましい。使い捨てできないタオルを使用する際は、消毒済みのものをお客様毎に交換すること。
- 施術ででたゴミや汚れたコットンなどは、ビニール袋の口をしっかりと閉めて持ち帰り、安全に捨てること。

⑥施術者の予防策

- 正しく手洗いをを行うこと。
- 正しくマスクの着用を行うこと。
- 長い髪は後ろでしばる。
- 前髪はピンなどでしっかり留める。
- 衛生帽子、袖付きのエプロンの着用は、感染状況の変化の際に、施設様との十分な話し合いにより、両者の納得案を優先して使用の是非を決定すること。
- ゴム手袋の着用は、感染状況の変化の際に、施設様との十分な話し合いにより、両者の納得案を優先して使用の是非を決定すること。

⑦会計の際の留意点（お金の授受）

- 対応後には必ず手洗い又は手指消毒を行うこと。

⑧ゴミの処理

- マスクを着用して行うこと。
- 施術時のゴミ、使用済みのマスク、手洗いに使用したペーパータオルはビニール袋の口をしっかりと閉めて捨てること。その後手洗いをを行う。

3.福祉ネイリスト自身の健康管理

※〈参考〉厚生労働省 新しい生活様式の実践例

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>

仲間と健康面を気づかい合い、皆で協力して健康管理を行う。

- ①施設訪問前に体温チェックを徹底する。又、体調の変化の有無についても留意する。
- ②訪問先様所在地、自身・仲間の居住地における感染状況について情報収集を行うこと。感染状況の変化に応じて、施設様との感染拡大予防対策について事前の話し合いをもつこと。

③各自の日々の行動記録（いつ、どこで、誰と会ったか）を残すように努力すること。

④福祉ネイリスト同士が複数で食事を取る際は、感覚を2メートル開けて離れて座るか横並びに座ること。又、大きな声で会話をするのを控えること。

⑤以下の症状がある場合は、活動を停止することとする。又、訪問中に以下の症状を発症した場合は、速やかに医療機関を受診し、体調が万全に回復するまで治療に専念すること。

- 風邪症状（くしゃみ、咳）のある場合
- 発熱の兆候がある場合（寒気など）
- だるさや息苦しさがある場合
- 痰、胸に違和感がある場合
- 味覚、嗅覚にいつもと違う変化を感じている場合
- その他疑いのある症状がある場合
- 1週間以内前くらいまで体調不良の症状があった方

⑥同居者に感染者、又は感染者への接触があったことが判明した場合

- 新型コロナウイルス感染症陽性との濃厚接触がある場合
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所をおとづれた方、又その当人と濃厚接触がある場合

●所轄の保健所又は市役所の指示を仰ぎ、場合によっては自宅待機とすること。

●仲間、およびお客様との接触について正確な実態把握をすること。

●個人情報保護には充分留意し対応すること。

●コロナウイルス感染の疑いがある場合には、医療機関に事前に問い合わせた後受診する。その後、体調が万全に回復するまで治療に専念すること。

※〈参考〉厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」より
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000634132.pdf>

4.緊急時の対応

●お客様および福祉ネイリストが、万が一感染した場合は、所轄の保健所へ報告し、相談すること。

- お客様およびスタッフに関わる感染情報を取得した際には、まず所轄の保健所へ報告し、求められる情報開示を行うこと。また、お客様への連絡方法については保健所の指示を仰ぐこと。
- 感染予防のため関係各所へ報告義務が生じることを、お客様にご理解いただくこと。
- その後の活動開始に関しては、保健所に相談し、指示を仰ぐこと。

福祉ネイリストのお客様は免疫力が弱く、感染症の重篤化しやすい方々です。お客様と福祉ネイリストの健康を守るためにも、目に見えないウイルスに対して適切な衛生管理を行い、万全の体制で臨んでいただけますようお願いいたします。万が一、感染が確認された場合には、安全性が担保できるまでの期間、営業活動を停止するなど、積極的な感染防止対策を講じていただくよう重ねてお願い申し上げます。